

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分(七件)
  - ……(生活文化局消費生活部取引指導課)……一
  - ……(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……三
  - ……(都市計画の案に関する公聴会の開催中止)……四
  - ……(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……三
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)
    - ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……四

告示

●東京都告示第千二十号  
 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第八条第一項の規定による行政処分について、法第七条第二項及び第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月四日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 株式会社 i t e c j a p a n  
 (二) 代表者氏名 前田 朗  
 (三) 主たる事務 品川区西五反田二丁目二十五番九号サ  
 所の所在地 シロイヤル五反田四〇一  
 二 処分年月日 令和二年三月二十五日  
 三 処分の内容

業務停止命令

(一) 令和二年三月二十六日から同年九月二十五日までの間(六箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。  
 ア 売買契約の締結について勧誘すること。  
 イ 売買契約の申込みを受けること。  
 ウ 売買契約を締結すること。  
 (二) 指示  
 ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。  
 イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

東京都告示第千二十一号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第八条の二第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月四日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

令和二年三月二十六日から同年九月二十五日までの間

処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
 令和二年八月四日  
 東京都知事 小池 百合子

一 被処分者 前田 朗

二 処分年月日 令和二年三月二十五日

三 処分の内容

令和二年三月二十六日から同年九月二十五日までの間(六箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。  
 (一) 売買契約の締結について勧誘すること。  
 (二) 売買契約の申込みを受けること。  
 (三) 売買契約を締結すること。  
 四 適用条項 法第八条の二第一項

東京都告示第千二十二号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第八条の二第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月四日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者 福島 裕基

二 処分年月日 令和二年三月二十五日

三 処分の内容

(六箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

(一) 売買契約の締結について勧誘すること。

(二) 売買契約の申込みを受けること。

(三) 売買契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条の二第一項

●東京都告示第千二十三号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。)第七条第一項及び第八条第一項の規定による行政処分について、法第七条第二項及び第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 木村 直人

(二) 屋号 ファースト

(三) 主たる事務 世田谷区池尻三丁目三十番六号フェリスの所在地 1チエ池尻六〇一

二 処分年月日 令和二年三月二十五日

三 処分の内容

(一) 業務停止命令

令和二年三月二十六日から同年九月二十五日までの間(六箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

ア 売買契約の締結について勧誘すること。

イ 売買契約の申込みを受けること。  
ウ 売買契約を締結すること。

(二) 業務禁止命令

令和二年三月二十六日から同年九月二十五日までの間(六箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

ア 売買契約の締結について勧誘すること。

イ 売買契約の申込みを受けること。

ウ 売買契約を締結すること。

(三) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

ウ 適用条項 法第七条第一項及び第八条第一項

●東京都告示第千二十四号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。)第七条第一項及び第八条第一項の規定による行政処分について、法第七条第二項及び第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 株式会社ライズ

(二) 代表者氏名 木村 直人

(三) 主たる事務 世田谷区池尻三丁目三十番六号フェリスの所在地 1チエ池尻六〇一

二 処分年月日 令和二年三月二十五日

三 処分の内容

(一) 業務停止命令

令和二年三月二十六日から同年六月二十五日までの間(三箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

ア 売買契約の締結について勧誘すること。

イ 売買契約の申込みを受けること。

ウ 売買契約を締結すること。

(二) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

ウ 適用条項 法第七条第一項及び第八条第一項

四 適用条項 法第七条第一項及び第八条第一項

●東京都告示第千二十五号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定による行政処分について、法第三十八条第五項及び第三十九条第五項の規定により、次のとおり告示する。  
令和二年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 株式会社ライズ

(二) 代表者氏名 木村 直人

(三) 主たる事務 世田谷区池尻三丁目三十番六号フエリ所の所在地 1チエ池尻六〇一

二 処分年月日 令和二年三月二十五日

三 処分の内容

(一) 業務停止命令

令和二年三月二十六日から同年六月二十五日までの間（三箇月間）法第三十三条第一項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の業務を停止する。  
ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。  
イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(二) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内

内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 法第三十八条第一項及び第三十九条第一項

●東京都告示第千二十六号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第三十九条の二第一項の規定による行政処分について、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。  
令和二年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者 木村 直人

二 処分年月日 令和二年三月二十五日

三 処分の内容

令和二年三月二十六日から同年六月二十五日までの間（三箇月間）法第三十三条第一項に規定する連鎖販売取引に係る次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

(一) 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は法第三十三条第二項に規定する統括者とその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者に勧誘を行わせること。

(二) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

(三) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

四 適用条項 法第三十九条の二第一項

●東京都告示第千二十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。  
令和二年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

名称の変更

変更前 変更後 所在地 変更年月日

特定医療法人 医療法人社団 世田谷区奥沢 令和二年五

社団東京明日 東京明日佳東 三丁目三十三 月一日

佳東京明日佳 京明日佳病院 番十三号

病院 医療法人社団 医療法人社団 八王子市中野 令和二年七

徳成会八王子 東光会八王子 山王二丁目十 月一日

山王病院 山王病院 五番十六号

公 告

都市計画の案に関する公聴会の開催の中止について

令和二年七月一日付けで告示した都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第十六条第一項及び東京都都市計画公聴会規則（昭和四十四年東京都規則第百四十号）第二条の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発の方針に関する都市計画変更の東京都原案に係る公聴会のうち、次に掲げる公聴会については、公述の申出がなかったため開催を中止する。

令和二年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

開催日時

開催会場

対象となる都市  
計画区域 町村

令和二年八月十日  
三日午後七時から

小笠原村母島  
小笠原村

同日午後七時から  
同日十七日午後七時から

八王子都市計画  
区域 八王子市

立川都市計画  
区域 立川市

武蔵野都市計画  
区域 武蔵野市

三鷹都市計画  
区域 三鷹市

青梅都市計画  
区域 青梅市

昭島都市計画  
区域 昭島市

小金井都市計画  
区域 小金井市

日野都市計画  
区域 日野市

国分寺都市計画  
区域 国分寺市

国立都市計画  
区域 国立市

福生都市計画  
区域 福生市

羽村市

秋多都市計画  
区域 瑞穂町

八丈都市計画  
区域 八丈町

府中市計画  
区域 府中市

調布都市計画  
区域 調布市

町田都市計画  
区域 町田市

多摩都市計画  
区域 多摩市

大島都市計画  
区域 大島町

小平都市計画  
区域 小平市

東村山都市計画  
区域 東村山市

清瀬市  
東久留米市

西東京市  
西東京市

神津島村  
神津島村

新島都市計画  
区域 新島村

同日午後七時から  
同日十八日午後七時から

八丈町商工会  
研修室

調布市文化会  
館たづくり

大島町開発総  
合センター

西東京市南町  
スポーツ・文  
化交流センタ  
ー きらっと

同月二十四日午後七時から  
三宅村役場臨  
時庁舎  
三宅都市計画  
区域 三宅村

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年八月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和二年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 テルミナ2
- 二 店舗所在地 墨田区錦糸一丁目二番四十七号
- 三 設置者名 株式会社錦糸町ステーションビル
- 四 設置者住所 墨田区江東橋三丁目十四番五号
- 五 変更を行った設置者名 株式会社錦糸町ステーションビル
- 六 変更前の設置者の代表者名 明智 俊明
- 七 変更後の設置者の代表者名 小野 伸司

<p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社フリーズインターナショナルほか二十三名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社マツシユビユーティーラボほか二十六名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社アダストリアほか六名</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所 渋谷区恵比寿四丁目七番六号3A (株式会社ダブルエー)</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所 渋谷区恵比寿一丁目二十番十八号 (株式会社ダブルエー)</p> <p>十三 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 洋一 (株式会社ポイント)ほか</p> <p>十四 変更後の小売業者の代表者名 福田 三千男 (株式会社アダストリア)ほか</p> <p>十五 変更日 令和二年三月十二日ほか</p> <p>十六 届出日 令和二年七月九日</p> <p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十八 縦覧期間 令和二年八月四日から同年十二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において</p>
<p>準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年八月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するように提出してください。</p> <p>令和二年八月四日</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 テルミナ2</p> <p>二 店舗所在地 墨田区錦糸一丁目二番四十七号</p> <p>三 設置者名 株式会社錦糸町ステーションビル</p> <p>四 設置者住所 墨田区江東橋三丁目十四番五号</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 十三台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 十六台</p> <p>七 変更を行う小売業者の氏名又は名称 株式会社フロジヤポンほか二名</p> <p>八 変更前の開店時刻 午前七時ほか</p> <p>九 変更後の開店時刻 午前七時ほか</p> <p>十 変更前の閉店時刻 午後十一時ほか</p> <p>十一 変更後の閉店時刻 午後十一時ほか</p> <p>十二 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時から午後十時まで</p>
<p>十三 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時から午前零時までほか</p> <p>十四 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 隔地</p> <p>十五 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三箇所 隔地</p> <p>十六 変更日 令和二年七月十五日ほか</p> <p>十七 届出日 令和二年七月九日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 令和二年八月四日から同年十二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

